

西郷村告示第 170 号

令和 7 年第 2 回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 30 日

西郷村長 高橋廣志

記

1. 期日 令和 7 年 8 月 6 日

2. 場所 西郷村議會議場

3. 付議事件

議案第 45 号 新庁舎整備事業 令和 5・6・7 年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負変更契約について

議案第 46 号 温泉掘削事業 令和 6・7 年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について

議案第 47 号 新庁舎整備事業 令和 7 年度施工西郷村新庁舎議場家具等購入契約について

議案第 48 号 令和 7 年度西郷村一般会計補正予算（第 3 号）

応 招 不 応 招 議 員

・応招議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・不応招議員（なし）

令和 7 年第 2 回西郷村議会臨時会
議事日程（1号）

令和 7 年 8 月 6 日（水曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 45 号 新庁舎整備事業 令和 5・6・7 年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負変更契約について
- 日程第 4 議案第 46 号 温泉掘削事業 令和 6・7 年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について
- 日程第 5 議案第 47 号 新庁舎整備事業 令和 7 年度施工西郷村新庁舎議場家具等購入契約について
- 日程第 6 議案第 48 号 令和 7 年度西郷村一般会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について
- 日程第 7 閉会

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 高橋廣志君	副村長 真船貞君
教育長 秋山充司君	参事務課兼長 田部井吉行君
企画政策課長 関根隆君	財政課長 渡部祥一君

・本会議に出席した事務局職員

参事務局長 兼監査委員 主任書記	和知正道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田百合子		

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回西郷村議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、総務課長、企画政策課長、財政課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に11番鈴木勝久君、12番藤田節夫君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正晃君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、8月4日に開催されました議会運営委員会における答申に従い、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第45号～議案第48号）

○議長（真船正晃君） それでは、日程第3、議案第45号より日程第6、議案第48号の議案4件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日提案いたしました議案の大要についてご説明を申し上げます。

提出議案は、議案第45号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負変更契約について」のほか、同じく工事請負変更契約について1件、新庁舎の議場家具等購入について1件、令和7年度一般会計補正予算1件の計4議案でございます。

議案第45号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負変更契約について」でありますが、西郷村工事請負契約約款第26条第6項の規定により、工事請負契約の一部変更について、議会の議決に付すべき案件であるため、議決を求めるものであります。

次に、議案第46号「温泉掘削事業 令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請

負変更契約について」であります。硬岩層の出現に伴う工事請負契約の一部変更について、議会の議決に付すべき案件であるため、議決を求めるものであります。

次に、議案第47号「新庁舎整備事業 令和7年度施工西郷村新庁舎議場家具等購入契約について」でありますが、新庁舎整備事業における議場家具等購入について、議会の議決に付すべき財産の取得案件であるため、議決を求めるものであります。

次に、議案第48号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

令和7年度西郷村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,881万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億215万8,000円とするものであります。

以上が本日提案の議案の大要でございますが、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 次に、議案第45号から議案第47号に対する細部説明を求めます。

企画政策課長。

（企画政策課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 次に、議案第48号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 以上で細部説明が終わりました。

◎議案第45号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、日程第3、議案第45号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第45号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負変更契約について」質疑いたします。

提案理由について、約款の第26条第6項の規定により、新庁舎の工事内容の一部を変更するとございます。請負契約でございますけれども、このスライド条項なるもの、これはどのようなときに発動するか、もう一度執行部に説明をいただきたいんですけども、よろしくお願ひいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、スライド制度でございますが、工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、受注者からの申出により、請負代金の変更を請求することができる制度でございます。

昭和24年の建設業法制定時に、建設工事における請負契約関係の片務性排除と不

明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年策定の契約約款に物価の変動等による請負代金の変更、いわゆるスライド条項が規定されております。

西郷村工事契約約款第26条に、3種類のスライド条項、全体スライド、単品スライド、インフレスライドが規定されているところです。今回のインフレスライドにつきましては、工事請負約款第26条第6項に規定しておりますが、特別な要因で工期内に賃金水準等に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、急激なインフレーションという言葉をお使いになりましたけれども、この間、物価・人件費等が急騰するのは、私たちも承知しておりますが、どのぐらいの幅で、例えば基準値を設けておりますが、基準値をいつにしたのか、請求日をいつにしたのか、期末はいつなのか、日程というか日にちが書いていないんですね。

それに基づいた物価・人件費等の高騰が何%ぐらい、この期間上昇しているのか。その数字をお示しください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず基準日でございますが、9月2日に請求がございまして、そこを基準日としております。

基準日以降に、請求日が基準日となりますので、基準日以降の残工事の確認を出来高数量等に基づいて、村の職員、監督員が令和6年9月16日に確認を実施しております。

その後、基準日における再見積り・再積算を村のほうで実施いたしまして、令和7年2月12日時点で積算作業を完了しているというところです。

その後、2月19日に全員協議会において、皆様にその内容をご説明させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その説明の中で、何が何%上がった、基準価格というか、何についてこのぐらい上がったから、これだけの金額、1億8,000万円でしたっけ、1億4,000万円。このぐらいに上がったというのをお示しになっていなかった、なかったより聞かなかった。全体の説明会の質問に立ちましたが、そのときは、これから契約なので金額をはっきりできないということを私は記憶しております、質問したとき。

ですから、この1億4,000万円、これを、この金額が出た、価格に関する根拠となる数字なんですかとも、それはどのようにして積算したのか、その辺をお示しください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

全員協議会時の資料、私、今持ってきたんですが、これに部材ごとの単価上昇率、残工事分の上昇率が記載されております。細かいところもあるんですが、主なものとしては、このぐらいの数字が上がったということで、工種ごとに上昇のところを記載しているところです。

一律何%上がったということではなく、9月2日基準日において、再積算、もう一度設計書を積算しているというところですので、一律に何%上がったというところではございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、そのとき数字が出たかは、私、記憶ないんです、本当に。一律というのは私も聞いていないんですけども、コンクリート代とかそういういろいろ、部材関係等々あるんでしょうけれども、村のほうで決めた基準、これはどこから数字というか、持ってきたんですか、村のほうでは。

うちのほうで設計士も雇っていますよね。設計士からの計算に基づいた数字なのか、村独自でどことこの部材を一々、一個一個調べて積算したのか。村で調べた方法というのは、どのような方法でその数字を出してきたのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

村のほうで当初設計をする時点で、3社から見積りを取りまして、基本的には福島県の積算基準というものに基づいて設計はするんですが、そこに記載がないものは見積りを3社から取らせていただいて、その一番低いところを採用して、積算をしているというところになります。

今回、基準日9月2日になりましたので、その時点でもう一度、見積りを取り直しまして、積算をしているというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この残工事、基準日から何日ぐらい見込んで、完成が来年の5月だと言いましたけれども、残工事をどのぐらいの期日で見ているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えします。

すみません、残工事について、何日間というのはちょっと計算はしていないんですが、残工事につきましては、基本的にインフレスライドの請求があった日を基準日としまして、基準日以降に着手する工事を残工事として取り扱っているということでございます。基準日以前に契約した資材等は含まれていないというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） すみません、今の質問は愚問でした。私、それ理解していません、すみません。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第4、議案第46号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第46号「温泉掘削事業 令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について」でございますが、これ全体的に1,800万円、予算書にも書いてありますけれども、1,881万7,700円が値上げされた。

村長の説明にございました硬岩層が出たので、消耗材となるものを変更して、それが金額として上がったと理解しておりますが、この硬岩層、これはどのような性格で、一部鉄管を交換した思うんですけれども、それはどのような効果があって、どのぐらいの金額で上がったのか、その辺をお示しください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回の工事内容の変更につきましては、令和7年第2回臨時会資料、議案第46号関係をご覧いただきたいと思います。

右下のほうに主な変更内容というのを記載しております、掘削消耗材ビットが、260ミリのが4個に変更しております。今回、掘削消耗材ビット、190ミリが6個というところで、大きくはここ2つが、大きな主な変更となっております。

硬岩層といいまして、今回想定しておりました岩盤を、想定を上回る厚さと硬さの岩盤が出現しまして、その分の機械の損耗に対する変更の増額というふうになっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 厚さと硬さなんですけれども、硬さの説明って難しいと思いませんけれども、さっき言われた掘削の消耗材、これは、同じものを使って本数を増やしたのか、まるっきり材質を変えたのか、その辺がちょっと分からなかつたんですけれども、本数を増やしただけで1,800万円が変わったのかというところなんですけれども。

硬くなった、理解できました。硬岩層、どのぐらい硬くなつたか分かりませんけれども、硬くなった。その消耗材は、材質を変えたのか、本数が増えただけなのか、その辺もちょっと詳しくお願いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回、右側のビットといいますのが、鋼管の先端部分に岩盤を削るドリルのようなものがついておりまして、その損耗が、硬い部分を削っていきますので刃先が削れていってしまう、それで掘削が進まなくなつてくるというところで、その刃先、先端のドリル部分を多く見ているというところになります。

サイズが違うのが、鋼管のサイズ、一番最初に300ミリを600メートル進ませているんですが、その部分がまず1か所と、その下の200ミリに対応したビットを3個増額しているというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、増やしただけなんですね、増やしたやつが1,800万円余計にかかるという。分かりました。

今、8月6日現在ですよね。今現在で、成果というか、どのぐらいのお湯が、お湯がというか、ものが揚がっているか、ものがというか、温度が高いか低いかも分からぬですけれども、今現在でどのような状態なんでしょうか、8月6日時点です。分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

工事の進捗につきましては、硬岩層が厚く、若干計画が遅れているんですが、8月5日時点で、約900メートルまで掘削が完了しているところです。温度につきましては、まだ不明でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 6番鈴木でございます。

先ほどの細部説明の中で、硬岩層が600メートルから1,200メートルまで続くということだと理解したんですけども、それ以上の可能性もあるのかどうか、確

認させてください。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）お答えいたします。

現時点では、想定以上の硬岩層への対応により変更を行っておりますが、掘削工事は地中の状況が不確定な部分もありまして、今後の進捗状況によっては変更が必要となる可能性もございます。

今回上げさせていただきましたのは、600メートルから1,200メートルというところで、1,200メートルから1,500メートル間も、もしかすると、硬岩層が出る可能性もあるというところで考えております。引き続き進捗管理を徹底しまして、必要最小限の費用で完了できるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君）6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君）地下ですので、なかなか想定するのは無理かと思うんですけれども、1,200メートル以上も硬岩層が考えられるということなんすけれども、今回、1,500メートルを目安に、多分掘削のほうを進めていて、硬岩層があるところはなかなか、素人からすれば、お湯なんて出ないよなと思うんですね。それを完全に破って初めて、出るか出ないかも分かりませんけれども、温泉が出る可能性が比較的高いのかなと思いますが、もし1,500メートルまでが例えば硬岩層であった場合に、今後どう進めていくのかを伺います。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）お答えいたします。

温泉につきましては、私も素人なので、詳しいところはご説明できないんですが、岩盤に亀裂が走るというところで、その中に岩盤に亀裂があれば、そこを水が走っているような状況でございますので、私も素人で、岩盤を抜けると温泉が出てくるのかなとイメージしていたんですが、そういうことではなく亀裂が走っていて、そこから湧出といいますか、くみ上げるみたいな形でございますので、まだちょっとその辺は、現時点では何とも分からんんですけど、そういう仕組みだというところです。

以上です。

○議長（真船正晃君）6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君）ある程度理解しました。出ることを祈っているだけです。

以上です。

○議長（真船正晃君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第46号「温泉掘削事業 令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第5、議案第47号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第47号「新庁舎整備事業 令和7年度施工西郷村新庁舎議場家具等購入契約について」質疑いたします。

この契約方法、公募型プロポーザルにした理由をお答えください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回の議場家具の発注に当たりましては、価格のみで落札者を決定する一般競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。

一部の自治体では、既製品等による調達を前提とし、価格のみで契約者を決定するケースも見受けられますが、今回の議場家具につきましては、空間との調和や意匠性、機能性、さらには長期間にわたる使用を想定した品質が求められることから、価格だけでは評価できない要素が多いと判断したところでございます。

特に議場は、村政における意思決定を担う場であり、今後数十年にわたって、次の世代の議員や住民の皆様に使用されていく施設でございます。そのため、将来的な耐久性やメンテナンス性、空間全体との整合性など、総合的な提案力を評価できる公募型プロポーザル方式が最も適切であると考え、採用したものでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この家具等を選ぶ際、私たちにも一応カタログを見せていただき、私たちの議会側からの提案というか意見は、そちら執行部には分かっていたいと思っておりました、あのとき。形とか椅子の材質等々も、何かしつこく議員等とのやり取りで決まったやに思いましたが、今の言い方だと、空間等がどうのこうのとかという話は、そのときはあまり出ていないんですね。

機能面と形、大きさ、あと賛否を電子式にすることだけで、それほど、今言われた説明のようなことは必要ないんじゃないかと思ったし、私たちは私たちで、このようなやつと、あのとき決まったような方向で進んだと思うんですけども、その辺いかがだったんでしょうか。私たちの意見は、そこに反映されなくて終わっちゃったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

議場家具の仕様につきましては、議運のほうで決めるというようなことで、全員協

議会で意見をいただきまして、議運の中でサイズ等、いろいろ詳細な仕様というのを決めさせていただき、その仕様に基づいて、今回、公募型プロポーザルを実施したというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、私が思うに、そんなプロポーザルでやる必要なかったんじゃないかなと。カタログで、これでいいと決まったはずだったと思うんです、私の記憶では。だから、こんな的一般競争入札でいいんじゃないかなと私は思います。

あともう一つは、いつもプロポーザルでしつこく質問しているのは評価点、評価点をつける、どういうものに着目したかという部分とか、点数をつける項目、これが私たちに資料として頂いていない、いつも。採点が72点となっていますけれども、この内容が分からんんですよ、採点基準が、いつも。この内容が全然分からんから、私たちは、それがいいと言いうがいいんですよ。

あと、この金額が、各あがれが幾らだったのかというのも、こういうのも資料として添付していただきたいというのは、前も言っていたはずなんですけれども、机とか何々が幾らだというのがあって、全体的に3,300万円になったという、こういう資料がないんですけれども、これ全体で、私たち評価していいんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回、議運の中で仕様書を詳細に決めていただきまして、その詳細に基づいて、それを仕様として、プロポーザルで家具納入の業者を決めさせていただきました。今後その業者と、プロポーザルなものですから、製品につきましては、今後協議をしながら決定していくということになります。

ある程度の形というのは、プロポーザルの中で提案はされておりますが、色とかそういういたものにつきましては、今後協議をしながら、また決めていくということになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 最後の一つですけれども、最後の質問なんですけれども、このとき私たちは、既存のものも使えるものを使ったらいいんじゃないかな、これは備品等にも言えることなんですけれども、この後備品等もやるんでしょうけれども、こういうリユースというか再利用ということを、執行部は考えてはいないんでしょうか。

私たちは提案しましたよね、椅子ぐらいは使えるんじゃないかなと。これを変更して全部新しくした、その理由も教えてください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

議場家具につきましては、議運の中でも、使用したほうがいいという意見もござましたので、椅子につきましては、新庁舎の委員会室等で使うような計画をしておりま

す。机に関しましては、劣化も激しいものですから、ほかで使えるところも、一応希望は調査してみますが、使えるものは使っていきたいと。どうしても使えないものは処分していくというような方針にさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（真船正晃君） ほかにありませんか。

6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 6番鈴木です。

議案第47号「新庁舎整備事業 令和7年度施工西郷村新庁舎議場家具等購入契約について」質疑させていただきます。

私なりに疑問を感じたところが何点かありましたので、そこについて、ちょっとお答えいただければと。

まず、ホームページを見させていただいて、プロポーザル実施要領、それから仕様書等を見させていただきました。その中で、今回は結果的に1社しかプロポーザルに参加しなかったということで、その事業者が合格したわけですけれども、まずこの仕様書を見ますと……ごめんなさい、実施要領の中で3パターン、参加表明書の注意事項として、3パターンのケースが示されておりました。まず参加として、A社が製造、A社が村と契約という一つのケース、2つ目のケースが、B社がC社製造品を購入、B社が村と契約、ケース3として、D社がE社に製造を委託、D社が村と契約というパターンの3パターンがありましたですけれども、今回の参加はどのような、このケース1、2、3のうちのどれに該当するのでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回、1社入札、公募型プロポーザルに申込みがございましたのは、ケース3、D社がE社に製造を委託という形になります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 今回、ただいまの答弁ですと、ケース3のD社がE社に製造を委託ということで、D社と村が契約するという形ですね。

そうしますと、E社というのは今回、どこが入っているのか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

このケースのE社というのは、天童木工というところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 天童木工さんが製造元ということになっているということで、これ議場の椅子とか机については、幾つかの全国的に有名な業者があろうかと思うん

ですけれども、このパターン、ケース1、2、3のうち、例えば天童木工が、そのままでうちと契約しても構わなかったわけですよね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

天童木工が契約でも可能です。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） そうしますと、やはりケース1で、要はプロポーザルを行えば、そういうパターンで、例えば天童木工さん以外に、名前を出しますと株式会社オカムラとか、あと日本システム家具とか、いろんな議場の家具屋さんがあるかと思うんですね。そして、全国的にもいろんなところに納めて、受注しているところもあるかと思います。

例えば石川町ですと、愛知株式会社、石川町が平成二十何年かに家具を納めていますけれども、そういう業者を、どうせプロポーザルをやるんだったら、公募という形よりも指名型のプロポーザル方式で、そして、幾つかのそういう家具業者等を指名させていただいて、そして、そこに参加するしないは別として、こちらからそういう形のほうがよかつたのかなと思うんですけども、公募型でなく指名型プロポーザルを考えることはなかったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

指名型プロポーザルにつきましては、あらかじめ選定した事業者にのみ参加を求めるもので、一定の実績を持つ事業者に限定するというところで、確実性を高める一方で、提案の幅が狭まるという側面がございます。

一方、公募型におきましては、参加要件を満たした全ての事業者が参加可能となりますので、より多様で創意工夫に富んだ提案が期待でき、透明性・公平性の観点からも適切であるというふうに考えて、公募型としたところです。

直接Aという、先ほどのケース1の件だったんですが、文具ばかりじゃないのかもしれませんが、代理店制度ということがございまして、直接納入できないというところもありまして、そういうところも含めて全てを可能にさせたと、今回はそういうメーカーだけではなく、代理店も参加できるような形を取ったというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの説明を聞いて、製造業者が直接契約というのはなかなか、代理店を通すという何かがあるんでしきれども、そこは理解しました。

ただ結果、蓋を開けてみたら、結果的に公明公正にやって1社だけ。通常でしたら、複数社が入って初めて、比較しながらの選定になるのが一番理想ではないかなと思うんですけども、他社が何で参加しなかったか、これは課長に聞いても分からないと

は思うんですけども、その辺はどう捉えているのか伺います。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）お答えいたします。

今回の議場家具に係る公募型プロポーザルにつきましては、事業の公共性や専門性の高さを踏まえ、過去10年以内に3,000万円以上の類似業務実績を2件以上有していることを参加条件と設定いたしました。

この条件は、議場という特殊性のある空間において、品質、機能性、意匠性等を兼ね備えた家具を製作するために、一定の技術力と実績を有する事業者を確保するためのものであり、特段厳しい条件ではなかったと認識しているところです。

しかしながら、結果として、応募があったのは1社のみでございました。他社が応募に至らなかった具体的な理由につきましては把握しておりませんが、応募が1社であった場合でも、当該提案が目的や仕様等に適合しているかどうかについては、審査委員会において厳正に審査・評価を行い、妥当と判断した上で選定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君）6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君）課長も分からぬでしようけれども、一定の理解はしました。

ただ、選定委員会のほうで、1社でもある一定の点数、72点幾つでしたっけ、72.1かな、今回点数を取っております。

要領を見ますと、例えば第2次審査で、審査の合計点数が26点以下のときは失格とするということが記載されておりますが、そうしますと27点以上は、要は合格という形になるのかなと思います。そうしますと、27点以上と、今回72点という高い点数ではありましたけれども、もし万が一30点、40点で、評価として、この家具等については、ある程度普通だなと、もしくは劣るという形でも、点数は40点になってしまえば、それは1社の場合には、それも合格という形で考えるということなんですかね。その辺どうなのが伺います。

○議長（真船正晃君）企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君）お答えいたします。

ご存じかと思いますが、プロポーザル方式においては、参加者が1社であっても、実績があるか、提案内容が仕様を満たしているか、価格や実施体制が妥当であるかなど、個別評価項目ごとに厳正に審査を行うものでございます。したがいまして、複数社いれば理想なんですが、複数社による相対的な比較評価でなく、事前に定めた評価基準に基づく絶対評価によって、適格性を判断するというところでございます。

審査委員会では、提案内容が要求水準を満たさない場合は当然、参加者が1社であっても選定はしないというところでございます。ただ今回は、点数をつけた上で、審査会の中でこの業者が適切なのかどうかということを、1社でございましたので、価格点等も除いた平均点を出したり、審査会の中ではそういった分析をして、今回の事業者が適切で、70点という評価になったというところで、選定させていただいたと

ころでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 1社でも不合格になることもあるということ、27点以上であっても不合格になることもあるということですね。了解しました。

その中で、評価基準を見ますと、評価内容ですけれども、例えば議長、局長席、ひな壇とかについては、デザイン、材質、風合いというんですか、風合いというと、素材や製品に触れたときに感じる質感や印象だと思うんですけども、そのときには、全部これサンプルを持参しているということなんでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

先ほども答弁したんですが、今回は製品を選んだわけではございませんので、提案の中では、そういったサンプルを持参いただきて審査委員がそこを判断したというところでございます。（不規則発言あり）

○6番（鈴木 修君） サンプルを持ってきて。

○企画政策課長（関根 隆君） はい。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 了解しました。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号「新庁舎整備事業 令和7年度施工西郷村新庁舎議場家具等購入契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第6、議案第48号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第48号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
(挙手多数)
- 議長（真船正晃君） 挙手多数あります。
よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
ここで、議会運営委員会の開催を要請いたします。
- ◎休憩の宣告
- 議長（真船正晃君） これより午前11時10分まで休憩いたします。
(午前10時58分)
- ◎再開の宣告
- 議長（真船正晃君） 再開いたします。
(午前11時10分)
- 議長（真船正晃君） ここで、副議長と交代いたします。
- ◎休憩の宣告
- 議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。
(午前11時10分)
- ◎再開の宣告
- 副議長（矢吹利夫君） 再開いたします。
(午前11時10分)
- 副議長（矢吹利夫君） 先ほど休憩中に開催されました議会運営委員会におきまして、真船正晃君から議長の辞職願が提出されました。
よって、地方自治法第106条第1項の規定により交代し、暫時の間、議長の職務を行います。
また、議会運営委員会で協議した結果、これ以後の議事については、村長、副村長、教育長及び総務課長だけ残っていただいて、それ以外の121条職員については退室していただこうと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)
- 副議長（矢吹利夫君） 異議なしと認めます。
それでは、村長、副村長、教育長、総務課長だけ残っていただいて、そのほかの121条職員は退室をお願いします。
- ◎休憩の宣告
- 副議長（矢吹利夫君） 暫時休議します。
(午前11時11分)
- ◎再開の宣告
- 副議長（矢吹利夫君） 再開いたします。
(午前11時11分)

◎追加日程の議決

○副議長（矢吹利夫君）　おはかりいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（矢吹利夫君）　異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたし
ました。

◎議長辞職の件

○副議長（矢吹利夫君）　追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため、真船正晃君の退場を求めます。

〔真船正晃議長退場〕

○副議長（矢吹利夫君）　職員に辞職願を朗読させます。

（事務局長、辞職願により朗読）

○副議長（矢吹利夫君）　朗読が終わりました。

おはかりいたします。

真船正晃君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（矢吹利夫君）　異議なしと認めます。

よって、真船正晃君の議長辞職を許可することを決定いたしました。

真船正晃君の除斥を解き、入場を認めます。

〔16番　真船正晃議員入場〕

○副議長（矢吹利夫君）　真船正晃君に申し上げます。

ただいま、議長辞職について許可されました。

ここで、真船正晃君の議長退任の挨拶をお願いいたします。

○16番（真船正晃君）　皆様、今回の議長退任お認めいただきまして、ありがとうございます。

振り返ってみると、この2年間、あつという間に終わってしまったなというのが正直な気持ちであります。自分なりに、何とか議長の責務を果たせたのかなとは思っておりますが、これも皆様方のご支援、そしてご協力のたまものでございます。

本当に皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。

特に議運の皆様、委員長をはじめ議運の皆様方には、度々の会議開催で大変お世話
になり、議会運営のほうもそれなりに、私なりにスムーズに運営できてきたのかなと
いうことで、改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

これからは一議員として、村の持続的な発展に精いっぱい、私も努力してまいりた
いと思いますので、これからもよろしくお願いを申し上げまして、退任の挨拶とさせ
ていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎追加日程の議決

○副議長（矢吹利夫君）　ただいま議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたい
と思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（矢吹利夫君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第2として、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙について

○副議長（矢吹利夫君）　追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。（議場閉鎖）

○副議長（矢吹利夫君）　ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

西郷村議会会議規則第32条第1項及び第2項の規定によって、立会人に10番真船正康君、11番鈴木勝久君、12番藤田節夫君の3名を指名いたします。

投票は単記無記名で行います。枠の中に候補者の氏名のみを記入してください。

それでは、投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○副議長（矢吹利夫君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（矢吹利夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方は投票箱の点検をお願いします。（投票箱点検）

○副議長（矢吹利夫君）　異状ありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（矢吹利夫君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

○副議長（矢吹利夫君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（矢吹利夫君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。10番真船正康君、11番鈴木勝久君、12番藤田節夫君の3名
は開票の立会いをお願いします。（開票）

それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、白票・無効票ゼロ、有効投票のうち、真船正晃
君14票、鈴木武男君1票、鈴木修君1票です。

この選挙の法定得票数は4.0票ですので、真船正晃君の得票数はこれを超えてお

ります。したがいまして、真船正晃君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

◎議長挨拶

○副議長（矢吹利夫君）　ただいま議長に当選されました真船正晃君が議場におられます。

本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

真船正晃君に議長当選の承諾及び挨拶を求めます。真船正晃君。

○議長（真船正晃君）　ただいまの議長選挙において、議長として再選をさせていただきまして、本当にありがとうございます。

振り返ってみての2年間、あつという間でしたが、この2年間で得た経験を十分に生かしながら、さらに精進をして、議長としての大きな仕事であります、役目であります議会の円滑な運営に心がけ、議長の責務を果たしてまいりたいと思いますので、皆様方の変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願ひを申し上げまして、承諾の挨拶とさせていただきます。

これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○副議長（矢吹利夫君）　議長当選の承諾の挨拶が終わりました。

議長を交代いたします。

◎休憩の宣告

○副議長（矢吹利夫君）　暫時休憩いたします。

（午前11時35分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午前11時36分）

○議長（真船正晃君）　ただいま議長を交代いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議を続行いたします。

ここで、議会運営委員会の開催を要請いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君）　これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時36分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君）　ただいま休憩中に開催されました議会運営委員会において、矢吹利夫君から副議長の辞職願が提出されました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君）　おはかりいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（真船正晃君） それでは、追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため、矢吹利夫君の退場を求めます。

[矢吹利夫副議長退場]

○議長（真船正晃君） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、辞職願により朗読)

○議長（真船正晃君） 朗読が終わりました。

おはかりいたします。

矢吹利夫君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、矢吹利夫君の副議長辞職を許可することを決定いたしました。

矢吹利夫君の除斥を解き、入場を認めます。

[15番 矢吹利夫議員入場]

○議長（真船正晃君） 矢吹利夫君に申し上げます。

ただいま、副議長辞職について許可されました。

ここで、矢吹利夫君の副議長退任の挨拶をお願いいたします。

○15番（矢吹利夫君） 2年間、皆様のご指導、ご協力をもちまして、副議長という立場を務めさせていただきまして、本当にありがとうございます。

以上です。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ただいま副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第4として、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙について

○議長（真船正晃君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。（議場閉鎖）

○議長（真船正晃君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

西郷村議会会議規則第32条第1項及び第2項の規定によって、立会人に13番上

田秀人君、14番大石雪雄君、15番矢吹利夫君の3名を指名いたします。

投票は単記無記名で行います。枠の中に候補者の氏名のみ記入してください。

それでは、投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○議長（真船正晃君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。（投票箱点検）

○議長（真船正晃君） 異状ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異状なしということでございます。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

○議長（真船正晃君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。13番上田秀人君、14番大石雪雄君、15番矢吹利夫君の3名は開票の立会いをお願いします。（開票）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、白票・無効票ゼロ、有効投票のうち、矢吹利夫君13票、真船正康君1票、鈴木修君1票、河西美次君1票です。

この選挙の法定得票数は4.0票ですので、矢吹利夫君の得票数はこれを超えております。したがいまして、矢吹利夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

◎副議長挨拶

○議長（真船正晃君） ただいま副議長に当選されました矢吹利夫君が議場におられます。

本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

矢吹利夫君に副議長当選の承諾及び挨拶を求めます。矢吹利夫君。

○副議長（矢吹利夫君） 今、皆さんからご推薦をいただきました。また残り2年間、一生懸命頑張りますので、副議長として、また議長のサポートとして一生懸命頑張りますので、皆さんのご指導、ご鞭撻をよろしくお願いして、私の挨拶とします。よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 副議長当選の承諾の挨拶が終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） 次に、白河地方広域市町村圏整備組合管理者より、当該組合議会の議員の選出について依頼が来ておりますので、このことについて日程に追加し、追

加日程第5として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第5として、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙を行うことと決定いたしました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について

○議長（真船正晃君） 追加日程第5、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙を行います。

選出する議員は2名です。このことについて、どのような方法で選挙したらよいかおはかりします。

なお、前回は議長一任ということでございました。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」という声あり)

○議長（真船正晃君） 議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についておはかりいたします。

指名については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を要請いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午後1時35分まで休憩いたします。

(午後1時22分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午後1時35分)

○議長（真船正晃君） ただいま議会運営委員会で協議したところ、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員には、私、議長の真船正晃と15番、副議長の矢吹利夫君を指名してはどうかという協議結果でございますので、ここで、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に私、議長の真船正晃と15番、副議長の矢吹利夫君を指名いたします。

おはかりします。

ただいま指名いたしました私、議長の真船正晃と15番、副議長の矢吹利夫君を白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、私、議長の真船正晃と15番、副議長の矢吹利夫君が白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に当選いたしました。

ここで、会議規則第33条第2項の規定により、当選されました15番矢吹利夫君に本席から当選の告知をいたします。

矢吹利夫君に当選の承諾及び挨拶を求めます。矢吹利夫君。

○副議長（矢吹利夫君） 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員として、真船正晃議長と一緒に2年間頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（真船正晃君） ここで、私のほうからも一言ご挨拶を申し上げます。

白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員として、これからも西郷村の代表として、また2万1,000人の村民のことを常に頭に置きながら、組合の議会に臨みたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議長において整理をいたします。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上をもちまして、令和7年第2回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時38分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 6 日

西郷村議会 議長 真船 正晃

副議長 矢吹利夫

署名議員 鈴木勝久

署名議員 藤田節夫